

## 議案第3号

### 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年3月16日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

平成29年4月導入予定の文書管理システムにおいて、公印の押印承認を行うための規定を追加するほか、新たに専用公印として賞状等に限定して使用する教育長印を設けるとともに、公印の使用実態を踏まえ、小中学校及び幼稚園で使用する公印の統一化を図るため、一般公印としての学校印及び幼稚園印の廃止、専用公印として卒業証書に限定している学校印及び幼稚園印の使用範囲の拡大その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

## 東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 東広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会公印規則（平成20年東広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東広島市教育委員会」の右に「（第14条において「教育委員会」という。）」を加える。

第6条第2項中「当該原議書と」を「当該原議書とを」に、「押印のうえ」を「押印した上で」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 文書管理システム（東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）第2条第10号に規定する文書管理システムをいう。）により決裁を受けた場合における前2項の規定の適用については、第1項中「文書の決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、」とあるのは「文書（当該文書の案を書面で作成した場合にあっては、当該文書及び当該書面）を」と、前項中「当該原議書と」とあるのは「当該決裁を受けた事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）に記録されている事項を表示した映像面又は前項の書面と」と、「当該原議書の所定の欄に認印を押印した上で」とあるのは「その旨の情報を当該電磁的記録に記録して」とする。

第8条第2項中「教育総務課長」の右に「又は管理者」を加える。

第9条第1項中「公印は」を「公印の印影は」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合において教育総務課長の承認を受けたときは、その印影を刷り込むことができる。

- (1) 市立学校に係る卒業証書又は市立幼稚園に係る修了証書を作成する場合  
 (2) 前号に掲げるもののほか、公印を使用する文書で、公印を押印することにより著しく事務に支障を来すと認められる場合

第9条第2項中「公印の」の右に「印影の」を加える。

別表の1の表中4の項から15の項までを削り、16の項を4の項とし、17の項から27の項までを12項ずつ繰り上げる。

別表の2の表を次のように改める。

## 2 専用公印

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
1	教育委員会印	東 広 島 市 教 育 委 員 会	古印	方29	賞状、表彰状、感謝状その他これらに類する文書で、教育委員会名をもって発するもの	教育総務課長	教育総務課	1
2	教育長印	東 広 島 市 教 育 長 之 印	篆書	方30	賞状、表彰状、感謝状その他これらに類する文書で、教育長名をもって発するもの	教育総務課長	教育総務課	1
3	東広島市立学校印	広 島 県 東 広 島 市 立 ○ ○ ○ 学 校 之 印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	西条小学校 寺西小学校 郷田小学校 板城小学校 三永小学校 川上小学校 吉川小学校 小谷小学校 造賀小学校 平岩小学校 豊栄小学校 河内小学校 入野小学校	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

							西条中学校	1
							向陽中学校	1
							志和中学校	1
							高屋中学校	1
							松賀中学校	1
							豊栄中学校	1
							河内中学校	1
							中央中学校	1
4	東広島市立学校印	広島県 東広島市 立原小学校 之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	原小学校	1
5	東広島市立学校印	広島県東 広島市立 ○○○○ 学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	八本松小学校	1
							西志和小学校	1
							志和堀小学校	1
							東志和小学校	1
							高屋東小学校	1
							高屋西小学校	1
							東西条小学校	1
							板城西小学校	1
							上黒瀬小学校	1
							乃美尾小学校	1
							中黒瀬小学校	1
							下黒瀬小学校	1
							河内西小学校	1
							八本松中学校	1
							もみじ中学校	1
6	東広島市立学校印	広島県 東広島市 立御菌宇 小学校印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	御菌宇小学校	1
7	東広島市立学校印	広島県東 広島市立 高美が丘小 学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	高美が丘小学校	1
8	東広島市立学校印	広島県 東広島市 立三ツ城小 学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	三ツ城小学校	1

9	東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇小学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	竹仁小学校	1
		久芳小学校					1	
		福富中学校					1	
10	東広島市立学校印	広島県東広島市立木谷小学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	木谷小学校	1
11	東広島市立学校印	広島県東広島市立〇〇〇学校之印	隷書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	三津小学校	1
							風早小学校	1
12	東広島市立学校印	広島県東広島市立磯松中学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	磯松中学校	1
13	東広島市立学校印	広島県東広島市立高美が丘中学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	高美が丘中学校	1
14	東広島市立学校印	広島県東広島市立黒瀬中学校之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	黒瀬中学校	1
15	東広島市立学校印	広島県東広島市立安芸津中学校之印	篆書	方50	賞状、表彰状、感謝状及び卒業証書	学校長	安芸津中学校	1
16	東広島市立八本松中央幼稚園印	広島県東広島市立八本松中央幼稚園之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び修了証書	園長	八本松中央幼稚園	1
17	東広島市立御菌宇幼稚園印	広島県東広島市立御菌宇幼稚園之印	篆書	方45	賞状、表彰状、感謝状及び修了証書	園長	御菌宇幼稚園	1

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

別記様式第3号中

「

上記のとおり公印の事前押印（刷込み）を承認します。 平成 年 月 日 教育総務課長 ㊟
---

」

を

「

上記のとおり公印の事前押印（刷込み）を承認します。
---------------------------

」

に改める。

別記様式第5号中

「

上記のとおり電子公印の使用を承認します。 平成 年 月 日 教育総務課長 ㊟
--

」

を

「

上記のとおり電子公印の使用を承認します。
----------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会公印規則（平成20年東広島市教育委員会規則第1号）【抜粋】

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市教育委員会（<u>第14条において「教育委員会」という。</u>）における公印の保管及び使用その他<u>事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、当該公印の管理者又は取扱責任者（管理者及び取扱責任者が事故又は不在の場合は、第4条第4項の規定により管理者が指定した職員。次項において同じ。）に提示し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 管理者又は取扱責任者は、公印の押印を必要とする文書と<u>当該原議書とを照合し、公印を押印することが適正であると認めたとときは、当該原議書の所定の欄に認印を押印した上で、公印を使用させるものとする。</u></p> <p>3 <u>文書管理システム（東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）第2条第10号に規定する文書管理システムをいう。）により決裁を受けた場合における前2項の規定の適用については、第1項中「文書の決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、」とあるのは「文書（当該文書の案を書面で作成した場合にあっては、当該文書及び当該書面）を」と、前項中「当該原議書」とあるのは「当該決裁を受けた事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作成された記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）に記録されている事項を表示した映像面又は前項の書面」と、「当該原議書の所定の欄に認印を押印した上で」とあるのは「その旨の情報を当該電磁的記録に記録して」とする。</u></p> <p>4 公印は、文書を施行する際に押印するものとする。</p> <p>(公印の事前押印)</p> <p>第8条 公印を押印する文書で、その施行の日時、場所その他の理由により、事前に公印を押印しておくことが適当と認められるものについては、当該文書の施行前に押印することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により公印を事前に押印しようとするときは、公印事前押印（刷込み）承認申請書（別記様式第3号）を教育総務課長又は管</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市教育委員会における公印の保管及び使用その他公印の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の起案文書（以下「原議書」という。）を添え、当該公印の管理者又は取扱責任者（管理者及び取扱責任者が事故又は不在の場合は、第4条第4項の規定により管理者が指定した職員。次項において同じ。）に提示し、その審査を受けなければならない。</p> <p>2 管理者又は取扱責任者は、公印の押印を必要とする文書と<u>当該原議書と照合し、公印を押印することが適正であると認めたとときは、当該原議書の所定の欄に認印を押印のうえ、公印を使用させるものとする。</u></p> <p>3 公印は、文書を施行する際に押印するものとする。</p> <p>(公印の事前押印)</p> <p>第8条 公印を押印する文書で、その施行の日時、場所その他の理由により、事前に公印を押印しておくことが適当と認められるものについては、当該文書の施行前に押印することができる。</p> <p>2 主務課長は、前項の規定により公印を事前に押印しようとするときは、公印事前押印（刷込み）承認申請書（別記様式第3号）を教育総務課長に提出</p>

新

理者に提出し、その承認を得なければならぬ。  
 3 主管課長は、事前押印した文書を厳重に保管し、公印事前押印（刷込み）文書受払簿（別記様式第4号）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

（公印の刷込み）

第9条 公印の印影は、刷り込むことができず、次に掲げる場合に限り、教育総務課長の承認を受けたときは、その印影を刷り込むことができる。

- (1) 市立学校に係る卒業証書又は市立幼稚園に係る修了証書を作成する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、公印を使用する文書で、公印を押印することにより著しく事務に支障を来すと認められる場合

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項ただし書の承認を得ようとする場合並びに公印の刷込みをした文書の保管及び受払いをすることを準用する。

別表（第2条関係）

1 一般公印

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
1	教育委員会印		篆書	方23	教育委員 会名をも つて発す る文書	教育総 務課長	教育総務課	1
2	教育長印		篆書	方20	教育長名 をもつて 発する文 書	教育総 務課長	教育総務課	1
3	教育長職務代理人印		篆書	方20	教育長職 務代理人 名をもつ て発する 文書	教育総 務課長	教育総務課	1

旧

し、その承認を得なければならぬ。  
 3 主管課長は、事前押印した文書を厳重に保管し、公印事前押印（刷込み）文書受払簿（別記様式第4号）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

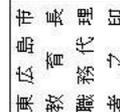
（公印の刷込み）

第9条 公印は、刷り込むことができず、次に掲げる場合に限り、教育総務課長の承認を得て刷り込むことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項ただし書の承認を得ようとする場合並びに公印の刷込みをした文書の保管及び受払いをすることを準用する。

別表（第2条関係）

1 一般公印

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
1	教育委員会印		篆書	方23	教育委員 会名をも つて発す る文書	教育総 務課長	教育総務課	1
2	教育長印		篆書	方20	教育長名 をもつて 発する文 書	教育総 務課長	教育総務課	1
3	教育長職務代理人印		篆書	方20	教育長職 務代理人 名をもつ て発する 文書	教育総 務課長	教育総務課	1







新

旧

<u>6</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	八本松小学校 西志和小学校 志和堀小学校 高屋東小学校 高屋西小学校 御菌宇小学校 八本松中学校	1 1 1 1 1 1 1
<u>7</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東志和小学校	1
<u>8</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東西条小学校 もみじ小学校 安芸津中学校 もみじ中学校	1 1 1 1
<u>9</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	高美が丘小学校	1
<u>10</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	三ツ城小学校 板城西小学校 上黒瀬小学校 乃美尾小学校 中黒瀬小学校 下黒瀬小学校 河内西小学校	1 1 1 1 1 1 1
<u>11</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	木谷小学校	1
<u>12</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	三津小学校 風早小学校	1 1
<u>18</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	八本松小学校 西志和小学校 志和堀小学校 高屋東小学校 高屋西小学校 御菌宇小学校 八本松中学校	1 1 1 1 1 1 1
<u>19</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東志和小学校	1
<u>20</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東西条小学校 もみじ小学校 安芸津中学校 もみじ中学校	1 1 1 1
<u>21</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	高美が丘小学校	1
<u>22</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	三ツ城小学校 板城西小学校 上黒瀬小学校 乃美尾小学校 中黒瀬小学校 下黒瀬小学校 河内西小学校	1 1 1 1 1 1 1
<u>23</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	木谷小学校	1
<u>24</u>	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	方21	学校長名をもつて発する文書	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	東広島市立学校校長印	三津小学校 風早小学校	1 1

新

旧

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
13	東広島市立学校校長印	広島県立広島市高美が丘中学校校長之印	篆書	方21	学校長名をもって発する文書	学校長	高美が丘中学校	1
14	東広島市立八本松中央幼稚園園長印	広島県立広島市八本松中央幼稚園園長	篆書	方21	園長名をもって発する文書	園長	八本松中央幼稚園	1
15	東広島市立御園宇幼稚園園長印	広島県立広島市御園宇幼稚園園長	篆書	方21	園長名をもって発する文書	園長	御園宇幼稚園	1

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

2 専用公印

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
1	教育委員会印	広島教育委員会	古印	方29	賞状、表彰状、感謝状その他これらに類する文書で、教育委員会名をもって発するもの	教育総務課長	教育総務課	1
2	教育長印	広島教育委員会	篆書	方30	賞状、表彰状、感謝状その他これらに類する文書で、教育長名をもって	教育総務課長	教育総務課	1

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

2 専用公印

公印番号	名称	ひな形	書体	寸法	用途	管理者	保管場所	個数
1	教育委員会印	広島教育委員会	古印	方29	表彰状	教育総務課長	教育総務課	1

新		旧																				
3	東広島市立学校印	 広島県立学校印	篆書	方45	<u>発するもの</u> <u>賞状、表彰状、感謝状、卒業証書</u>	学校長	西条小学校	1														
							寺西小学校	1														
							郷田小学校	1														
							板城小学校	1														
							三永小学校	1														
							川上小学校	1														
							吉川小学校	1														
							小谷小学校	1														
							造賀小学校	1														
							平岩小学校	1														
							豊栄小学校	1														
							河内小学校	1														
							入野小学校	1														
							西条中学校	1														
							<u>向陽中学校</u>	1														
							<u>志和中学校</u>	1														
							<u>高屋中学校</u>	1														
							<u>松賀中学校</u>	1														
							豊栄中学校	1														
							河内中学校	1														
中央中学校	1																					
原小学校	1																					
4	東広島市立学校印	 広島県立学校印	篆書	方45	<u>賞状、表彰状、感謝状、卒業証書</u>	学校長	八本松小学校	1														
							西志和小学校	1														
							志和堀小学校	1														
							東志和小学校	1														
							高屋東小学校	1														
							高屋西小学校	1														
							5	東広島市立学校印	 広島県立学校印	篆書	方45	<u>賞状、表彰状、感謝状、卒業証書</u>	学校長	八本松小学校	1							
														西志和小学校	1							
														志和堀小学校	1							
														東志和小学校	1							
														高屋東小学校	1							
														高屋西小学校	1							
														2	東広島市立学校印	 広島県立学校印	篆書	方45	<u>卒業証書</u>	学校長	西条小学校	1
																					寺西小学校	1
																					郷田小学校	1
																					板城小学校	1
																					三永小学校	1
																					川上小学校	1
																					吉川小学校	1
																					小谷小学校	1
造賀小学校	1																					
平岩小学校	1																					
豊栄小学校	1																					
河内小学校	1																					
入野小学校	1																					
西条中学校	1																					
<u>志和中学校</u>	1																					
<u>高屋中学校</u>	1																					
<u>松賀中学校</u>	1																					
豊栄中学校	1																					
河内中学校	1																					
中央中学校	1																					
原小学校	1																					
3	東広島市立学校印	 広島県立学校印	篆書	方45	<u>卒業証書</u>	学校長	八本松小学校	1														
							西志和小学校	1														
							志和堀小学校	1														
							東志和小学校	1														
							高屋東小学校	1														
							高屋西小学校	1														



新		旧	
12	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	1
13	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	1
14	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	1
15	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	東広島市立学校印 表彰、感謝状、卒業証書	1
16	東広島市立八本松中央幼稚園印 表彰、感謝状、修了証書	東広島市立八本松中央幼稚園印 表彰、感謝状、修了証書	1
17	東広島市立御園幼稚園印 表彰、感謝状、修了証書	東広島市立御園幼稚園印 表彰、感謝状、修了証書	1
11	東広島市立学校印	東広島市立学校印	1
12	東広島市立学校印	東広島市立学校印	1
13	東広島市立学校印	東広島市立学校印	1
14	東広島市立学校印	東広島市立学校印	1
15	東広島市立八本松中央幼稚園印	東広島市立八本松中央幼稚園印	1
16	東広島市立御園幼稚園印	東広島市立御園幼稚園印	1

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

備考 寸法の単位は、ミリメートルとする。

## 議案第4号

### 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年3月16日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

職務の内容に応じた職の整理に伴う職の追加及び職の統合を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市学校教育支援員の項中

「  
〔(2) 学習指導  
(3) 生徒指導  
(4) その他主管部長  
が必要と認める事  
務  
〕  
」を  
「  
〔(2) 前号に掲げる児  
童生徒の学習及び  
学校生活上の支援  
(3) その他主管部長  
が必要と認める事  
務  
〕  
」  
に改め、同項の次に次

のように加える。

東広島市教科等 指導支援員	指導課	月額147,100円	(1) 教諭が行う学習 指導の補助 (2) 生徒指導の補助 (3) その他主管部長 が必要と認める事 務
------------------	-----	------------	---

別表東広島市文化財管理作業員の項中「東広島市文化財管理作業員」を「東広島市文化財作業員」に改め、「教育委員会が指定し、又は選定した」を削り、「維持管理等」を「管理及び埋蔵文化財の調査並びにこれらの物件の整理、活用等に関する

る作業並びに文化財の保存及び活動のため必要な施設及び設備の維持管理」に改め、同表東広島市文化財整理作業員の項から東広島市埋蔵文化財整理作業員の項までを削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の勤務に対する改正前の東広島市教育委員会非常勤職員設置規則別表に掲げる非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）【抜粋】

新				旧			
別表（第5条、第6条、第14条関係）		別表（第5条、第6条、第14条関係）		別表（第5条、第6条、第14条関係）		別表（第5条、第6条、第14条関係）	
職名 (略)	所属	報酬の額	職務の内容	職名 (略)	所属	報酬の額	職務の内容
東広島市 学校教育 支援員	指導課	月額147,100円	(1) 教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育活動及び教諭が行う教育活動の補助 <u>(2) 前号に掲げる児童生徒の学習及び学校生活上の支援</u> <u>(3) その他主幹部長が必要と認める事務</u>	東広島市学 校教育支援 員	指導課	月額147,100円	(1) 教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する教育活動及び教諭が行う教育活動の補助 <u>(2) 学習指導</u> <u>(3) 生徒指導</u> <u>(4) その他主幹部長が必要と認める事務</u>
<u>東広島市 教科等指 導支援員</u>	<u>指導課</u>	<u>月額147,100円</u>	<u>(1) 教諭が行う学習指導の補助</u> <u>(2) 生徒指導の補助</u> <u>(3) その他主幹部長が必要と認める事務</u>	(略)			
(略)				東広島市文 化財管理作 業員	文化課	屋外作業の場合にあっては時間給940円、屋内作業の場合にあっては時間給880円	<u>教育委員会が指定し、又は選定した文化財の維持管理等</u>
東広島市 文化財作 業員	文化課	屋外作業の場合にあっては時間給940円、屋内作業の場合にあっては時間給880円	文化財の管理及び埋蔵文化財の調査並びにこれらの物件の整理、活用等に関する作業並びに文化財の保存及び活用のため必要な施設及び設備の維持管理	東広島市文 化財整理作 業員	文化課	<u>1時間につき880円</u>	<u>文化財の整理等</u>
				東広島市埋 蔵文化財調 査作業員	文化課	<u>1時間につき940円</u>	<u>埋蔵文化財の調査等</u>
				東広島市埋 蔵文化財整 理作業員	文化課	<u>1時間につき880円</u>	<u>埋蔵文化財の整理等</u>

## 議案第5号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年3月16日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 1 提案理由

新設する龍王小学校の通学区域を定めるとともに、現行の寺西小学校の通学区域を変更するほか、当該通学区域の境にある開発区域について、地域の実情に考慮した通学区域の見直しにより、関係する小中学校の通学区域の変更その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり。

### 3 施行期日

#### (1) 通学区域の設定及び変更に関する規定

平成30年4月1日

#### (2) その他の規定

公布の日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和 49 年東広島市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「至った」を「至った」に改める。

別表小学校の表西条小学校の項中「国道 2 号線」を「国道 2 号」に改め、同表寺西小学校の項中「及び西条東北町」を「、西条東北町及び寺家産業団地（八本松小学校の学区の区域を除く。）」に改め、同表郷田小学校の項中「までに限る。）」の右に「及び田口研究団地（吉川小学校の学区の区域を除く。）」を加え、同表三永小学校の項中「板城小学校区」を「板城小学校の学区の区域」に改め、同表吉川小学校の項中「八本松町原」を「田口研究団地の一部及び吉川工業団地並びに八本松町原」に改め、同表八本松小学校の項中「及び八本松西七丁目」を「、八本松西七丁目及び寺家産業団地の一部」に改め、同表西志和小学校の項中「志和町志和西」を「志和流通団地（東志和小学校の学区の区域を除く。）並びに志和町志和西」に改め、同表東志和小学校の項中「志和町七条椀坂」を「志和流通団地の一部並びに志和町七条椀坂」に改め、同表三ツ城小学校の項中「国道 2 号線」を「国道 2 号」に改め、同表もみじ小学校の項中「吉川の一部」の右に「の区域」を加える。

別表中学校の表中央中学校の項中「国道 486 号線」を「国道 486 号」に、

「三ツ城小学校の学区」を「三ツ城小学校の学区の区域」に改める。

第2条 東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表小学校の表寺西小学校の項中「西条西本町、西条東北町及び」を削り、「除く」の右に「国道486号より南側の区域に限る」を加え、同表東西条小学校の項中「西条町西条（西条小学校）」の右に「及び龍王小学校」を加え、同表に次のように加える。

龍王小学校	西条西本町及び西条東北町並びに西条町西条の一部、寺家（平岩小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く国道486号より北側の区域に限る。）の区域
-------	---

別表中学校の表西条中学校の項中「寺西小学校」を「龍王小学校」に改め、「（中央中学校の学区を除く。）」を削り、同表中央中学校の項中「の学区（国道486号より南側の区域に限る。）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）別表小学校の表龍王小学校の項に掲げる龍王小学校に就学する者の保護者に対する新規則の規定による通学すべき学校の指定及び指定の変更並びにこれらに関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

新		旧	
名称	学区	名称	学区
西条小学校	西条岡町、西条本町、西条栄町、西条上市町（東西条小学校の学区の区域を除く。）、西条朝日町、西条御条町、西条昭和町、西条大坪町（東西条小学校の学区の区域を除く。）、西条中央二丁目及び西条中央三丁目並びに西条町西条の一部及び御園宇（御園宇小学校の学区を除く <u>国道2号</u> より北側の区域に限る。）の区域	西条岡町、西条本町、西条栄町、西条上市町（東西条小学校の学区の区域を除く。）、西条朝日町、西条御条町、西条昭和町、西条大坪町（東西条小学校の学区の区域を除く。）、西条中央二丁目及び西条中央三丁目並びに西条町西条の一部及び御園宇（御園宇小学校の学区を除く <u>国道2号</u> より北側の区域に限る。）の区域	第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。 この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 地理的条件により通学困難と認めるとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めるとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めるとき。 (4) <u>前3号に掲げるものほか</u> 、特に教育的配慮をする必要があると認めるとき。 (学校指定の変更) 第5条 教育委員会は、前2条の規定により通学すべき学校を指定した後、通学すべき学校の指定要件を欠くに <u>至った</u> 、所属学校以外の学校に入学した児童及び生徒に対しては、入学後といえども通学すべき学校の指定を変更することができる。 (学校長の報告義務) 第6条 校長は、当該学校の児童及び生徒が当該学区以外に住所を有するに <u>至った</u> ときは、無断で在学させることなく、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指示を受けなければならない。ただし、教育委員会が許可したものであるについては、この限りでない。 別表（第2条関係） 小学校
寺西小学校	西条西本町、 <u>西条東北町及び寺家産業団地（八本松小学校の学区の区域を除く。）</u> 並びに西条町寺家（八本松小学校及び平岩小学校の学区の区域を除く。）及び西条東	西条西本町及び <u>西条東北町</u> 並びに西条町寺家（八本松小学校及び平岩小学校の学区の区域を除く。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く。）の区域	第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、所属学校以外の学校を通学すべき学校として指定することができる。 この場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1) 地理的条件により通学困難と認めるとき。 (2) 身体が虚弱で通学困難と認めるとき。 (3) 身体又は精神に障害があり通学困難と認めるとき。 (4) <u>その他</u> 特に教育的配慮をする必要があると認めるとき。 (学校指定の変更) 第5条 教育委員会は、前2条の規定により通学すべき学校を指定した後、通学すべき学校の指定要件を欠くに <u>至った</u> 、所属学校以外の学校に入学した児童及び生徒に対しては、入学後といえども通学すべき学校の指定を変更することができる。 (学校長の報告義務) 第6条 校長は、当該学校の児童及び生徒が当該学区以外に住所を有するに <u>至った</u> ときは、無断で在学させることなく、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会の指示を受けなければならない。ただし、教育委員会が許可したものであるについては、この限りでない。 別表（第2条関係） 小学校

新		旧	
郷田小学校	(三ツ城小学校の学区の区域を除く。)の区域	郷田小学校	鏡山一丁目(三ツ城小学校の学区の区域を除く。)、鏡山二丁目の一部、鏡山三丁目(14番から16番まで及び18番から28番までに限る。)及び田口研究団地(吉川小学校の学区の区域を除く。)並びに西条町下見(二神の区域に限る。)、田口(板城小学校及び御藪宇小学校の学区の区域を除く。)及び郷曹の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
三永小学校	三永一丁目、三永二丁目及び三永三丁目並びに西条町上三永及び下三永(板城小学校の学区の区域を除く。)の区域	三永小学校	三永一丁目、三永二丁目及び三永三丁目並びに西条町上三永及び下三永(板城小学校を除外。)の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
吉川小学校	田口研究団地の一部及び吉川工業団地並びに八本松町原(大竹、出ヶ原及び小関の各一部の区域に限る。)及び吉川(もみじ小学校の学区の区域を除く。)の区域	吉川小学校	八本松町原(大竹、出ヶ原及び小関の各一部の区域に限る。)及び吉川(もみじ小学校の学区の区域を除く。)の区域
八本松小学校	八本松南一丁目、八本松南二丁目、八本松南三丁目、八本松南四丁目、八本松南五丁目、八本松南六丁目、八本松南七丁目、八本松南八丁目、八本松東二丁目(平岩小学校の学区の区域を除く。)、八本松東三丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松東四丁目、八本松東五丁目、八本松東六丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松東七丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松西一丁目、八本松西二丁目、八本松西三丁目、八本松西四丁目、八本松西五丁目、八本松西六丁目、八本松西七丁目及び寺家産業団地の一部並びに西条町寺家(吹越の区域に限る。)並びに八本松町飯田の一部、宗吉(川上小学校の学区の区域を除く。)、及び原(大曾場の区域に限る。)の区域	八本松小学校	八本松南一丁目、八本松南二丁目、八本松南三丁目、八本松南四丁目、八本松南五丁目、八本松南六丁目、八本松南七丁目、八本松南八丁目、八本松東二丁目(平岩小学校の学区の区域を除く。)、八本松東三丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松東四丁目、八本松東五丁目、八本松東六丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松東七丁目(川上小学校の学区の区域を除く。)、八本松西一丁目、八本松西二丁目、八本松西三丁目、八本松西四丁目、八本松西五丁目、八本松西六丁目及び八本松西七丁目並びに西条町寺家(吹越の区域に限る。)並びに八本松町飯田の一部、宗吉(川上小学校の学区の区域を除く。)、及び原(大曾場の区域に限る。)の区域
西志和小学校	志和流通団地(東志和小学校の学区の区域を除く。)並びに志和町志和(志和堀小学校の学区の区域を除く。)、別府、奥屋、冠、七条栴坂(東志和小学校の学区の区域を除く。)、及び志和堀(八条原の区域に限る。)の区域	西志和小学校	志和町志和(志和堀小学校の学区の区域を除く。)、別府、奥屋、冠、七条栴坂(東志和小学校の学区の区域を除く。)、及び志和堀(八条原の区域に限る。)の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
東志和小学校	志和流通団地の一部並びに志和町七条栴坂(栴坂の一部の区域に限る。)、志和東(志和堀小学校の学区の区域を除く。)	東志和小学校	志和町七条栴坂(栴坂の一部の区域に限る。)、志和東(志和堀小学校の学区の区域を除く。)

新		旧	
	を除く。)及び内の区域		
(略)	(略)	(略)	(略)
三ツ城小学校	鏡山一丁目の一部、鏡山二丁目の一部、鏡山北(御菌宇小学校の学区の区域を除く。)、西条中央一丁目、西条中央四丁目(御菌宇小学校の学区の区域を除く。)、西条中央五丁目、西条中央六丁目、西条中央七丁目、西条中央八丁目、西条下見五丁目、西条下見六丁目及び西条下見七丁目並びに西条町西条東の一部、下見(郷田小学校の学区の区域を除く。)及び御菌宇(御菌宇小学校の学区を除く)より南側の区域に限る。)の区域	三ツ城小学校	鏡山一丁目の一部、鏡山二丁目の一部、鏡山北(御菌宇小学校の学区の区域を除く。)、西条中央一丁目、西条中央四丁目(御菌宇小学校の学区の区域を除く。)、西条中央五丁目、西条中央六丁目、西条中央七丁目、西条中央八丁目、西条下見五丁目、西条下見六丁目及び西条下見七丁目並びに西条町西条東の一部、下見(郷田小学校の学区の区域を除く)及び御菌宇(御菌宇小学校の学区を除く)より南側の区域に限る。)の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
もみじ小学校	八本松町原の一部及び吉川の一部	もみじ小学校	八本松町原の一部及び吉川の一部
中学校			
名称	学区	名称	学区
(略)	(略)	(略)	(略)
中央中学校	寺西小学校の学区(国道486号より南側の区域に限る。)及び三ツ城小学校の学区の区域	中央中学校	寺西小学校の学区(国道486号線より南側の区域に限る。)及び三ツ城小学校の学区
(略)	(略)	(略)	(略)

平成30年4月1日施行分

新		旧	
別表（第2条関係） 小学校	学区	別表（第2条関係） 小学校	学区
名称 (略)	(略)	名称 (略)	(略)
寺西小学校	寺家産業団地（八本松小学校の学区の区域を除く。）並びに西条町寺家（八本松小学校を除く）及び平岩小学校の学区の区域を除く。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く）の区域の区域に限る。）の区域	寺西小学校	西条西本町、西条東北町及び寺家産業団地（八本松小学校の学区の区域を除く。）並びに西条町寺家（八本松小学校及び平岩小学校の学区の区域を除く。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く。）の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
東西条小学校	西条上市町の一部、西条大坪町の一部、西条末広町、西条土与丸一丁目、西条土与丸二丁目、西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁目、西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目（1番及び2番に限る。）並びに西条町西条（西条小学校の学区の区域を除く。）及び西条町西条（西条小学校の学区の区域を除く。）の区域	東西条小学校	西条上市町の一部、西条大坪町の一部、西条末広町、西条土与丸一丁目、西条土与丸二丁目、西条土与丸三丁目、西条土与丸四丁目、西条土与丸五丁目、西条土与丸六丁目、西条吉行東一丁目及び西条吉行東二丁目（1番及び2番に限る。）並びに西条町西条（西条小学校の学区の区域を除く。）及び西条町西条（西条小学校の学区の区域を除く。）の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
龍王小学校	西条西本町及び西条東北町並びに西条町西条の一部、寺家（平岩小学校の学区の区域を除く）国道486号より北側の区域に限る。）及び西条東（三ツ城小学校の学区の区域を除く）国道486号より北側の区域に限る。）の区域	(略)	(略)
中学校		中学校	
名称	学区	名称	学区
西条中学校	西条小学校の学区（松賀中学校の学区の区域を除く。）及び龍王小学校の学区の区域	西条中学校	西条小学校の学区（松賀中学校の学区の区域を除く。）及び寺西小学校の学区（中央中学校の学区を除く。）の区域
(略)	(略)	(略)	(略)
中央中学校	寺西小学校及び三ツ城小学校の学区の区域	中央中学校	寺西小学校の学区（国道486号より南側の区域に限る。）及び三ツ城小学校の学区の区域
(略)	(略)	(略)	(略)

## 議案第6号

### 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の制定について

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年3月16日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

東広島市における文化財保護及び活用の規範となる歴史文化基本構想を策定する委員会を設置するため、この議案を提出するものである。

#### 2 制定案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 東広島市歴史文化基本構想（第3号において「構想」という。）の策定に関すること。
- (2) 東広島市文化財保存活用計画（第3号において「計画」という。）の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構想及び計画の策定に当たって必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化活動を行う団体に属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、教育委員会が招集する。